

事業拡大支援事業費補助金の御案内

市では、新たな顧客基盤を獲得し産業の活性化を図ることを目的とし「陸前高田市事業拡大支援事業費補助金」を創設しました。対象者等は下記のとおりですので、本制度を活用される場合は、申請手続きをお願いします。

1 対象者

- (1) 補助金の申請年度内に事業拡大する者

※「事業拡大する者」とは、中小企業者が、現在の拠点に加えて市内に新たな事業拠点を設けようとする者をいいます。

- (2) 申請日において陸前高田商工会の会員又は加入予定者と認める者であること
(3) 商工会の指導を受けた事業計画書における損益計画の3年後の事業収入が300万円を超えるものであること
(4) 継続して陸前高田商工会の経営指導を受ける者
(5) 納期の到来した市税等に未納がない者

※補助事業完了後3年間決算報告又は、確定申告書等の提出をすること。

2 対象事業

市内で事業拡大する事業で、市内の産業の振興及び活性化に資するものであって、継続が見込まれる事業とする。ただし、次の各号に掲げる事業は対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
(2) 風営法で規定する一部事業
(3) その他市長が適当でないと認める事業

3 対象経費・業種等

中小企業者が現在の事業拠点に加えて市内に新たな事業拠点を設けようとする際に要する経費

※汎用性が高く目的外使用になり得るものは補助対象経費となりません。

※対象とならない業種があります。詳細は裏面を参照してください

4 申請時に必要な書類 ※受付は令和8年1月30日(金)までです。

- (1) 補助金等交付申請書(規則様式第1号)
(2) 事業計画(実績報告)書(要綱様式第1号)
(3) 市税等納付(納入)状況確認承諾書(要綱様式第2号)
(4) 陸前高田商工会の経営指導を受けた事業計画書
(5) 補助対象経費が分かる契約書又は見積書等の写し
(6) その他市長が必要と認める書類

5 完了時に必要な書類

- (1) 事業完了(廃止)届(規則様式第6号)
(2) 補助金等交付請求書(規則様式第7号)
(3) 事業計画(実績報告)書(要綱様式1号)
(4) 事業拡大したことが確認できる書類(法人:登記簿謄本または定款等、個人事業主:個人事業の開業・廃業届出書等)
(5) 補助対象経費に係る領収書の写し
(6) 補助事業の完了が確認できる写真、成果物の写し等
(7) その他市長が必要と認める書類

(お問合せ) 商工観光課 商工ブランド係
TEL54-2111 (内線 422)

【対象経費等】

区分	対象者	対象経費		条件	補助率	上限
事業拡大	事業拡大する者	中小企業者が市内において新たな事業拠点を設けようとする際に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物（改築・改装・改修に要する費用も含む） ・ 建物附属設備 ・ 構築物 ・ 機械、装置及び備品（税抜き単価5万円以上のものに限る。） ・ 広告宣伝費 ・ 出展小間費 ・ 印刷費 ・ 講師依頼費 ・ ホームページ作成費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請年度内に事業拡大すること ・ 陸前高田商工会の会員又は加入予定者と認める者であること ・ 陸前高田商工会の指導を受けた事業計画であること ・ 継続して商工会の経営指導を受けること ・ 事業継続可能な利益が得られること（3年後の事業収入300万円） ・ 市税等の未納がないこと ・ 交付決定後に補助事業実施すること ・ 事業実施後3年間決算報告書、確定申告書を提出すること 	3/4	150万円

※ 汎用性が高く目的外使用になり得るものは補助対象経費となりません。

※本補助金は商工会による指導を受け、事業計画が実現可能であり、かつ、補助制度上の要件に適合すると認められる場合に、申請が可能になります。

※補助金交付決定額は補助限度額を示すものであり、支払額を補償するものではありません。最終的な支払額は事業完了後に現地調査において補助対象経費等を確認してから確定します。

【対象とならない業種】

農業、林業、漁業、金融業、保険業（中分類67保険業を除く）、教育、学習支援業（中分類82その他教育、学習支援業を除く）、医療、福祉（小分類835療術業、836医療に附帯するサービス業を除く）、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（中分類88廃棄物処理業、89自動車整備業、90機械等修理業、91職業紹介・労働者派遣業、92その他の事業サービス業を除く）、公務（他に分類されないもの）